

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条の2第1項、第296条の3第1項及び第296条の4第1項の規定に基づき、那須烏山市境財産区の財産区管理会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 那須烏山市境財産区（以下「財産区」という。）に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。

(委員の定数)

第3条 管理会を組織する財産区管理委員（以下「委員」という。）の定数は、7人以内において、市長が管理会と協議して定める。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の選任)

第5条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有する者であって、別に定める手続により推薦を受けた者のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

(委員の辞職)

第6条 委員が辞職しようとするときは、管理会の同意及び市長の承認を得なければならない。

(委員の失職)

第7条 委員が第5条に規定する委員の資格を有する者でなくなったときは、その職を失う。

(会長)

第8条 管理会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、管理会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 管理会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選出されていない場合におけるその職務は、市長が行う。

2 管理会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

4 管理会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(管理会の同意を要する事項)

第10条 財産区の財産の管理又は処分その他財産区又は管理会に関することのうち、管理会の同意を要するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 財産の処分に関する事。
- (2) 財産の使用目的を変更する事。
- (3) 植林及び除間伐に関する事。
- (4) 財産の管理計画の設定又は変更に関する事。
- (5) 使用料、加入金又は分担金に関する事。
- (6) 売買、供給又は請負に関する契約の締結に関する事。
- (7) 毎年度の収入及び支出並びに決算に関する事。
- (8) この条例の改廃に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長において管理会の同意を要すべきと認める重要な事項に関する事。

(報酬等)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第31号）の定めるところによる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、管理会の運営に関する必要な事項は、会長が管理会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年6月11日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の公布後最初に行われる第5条の規定による委員の選任に係る手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第31号）の一部を次の表のように改正する。

(次のよう略)